

# 事業所内保育事業(定員19人以下(小規模保育事業A型の基準が適用される事業所)) (保育認定)

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の 子どもの場 合 ⑦
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	274,570	(347,020)	263,470	(335,920)	⑥×84/100
			乳児	347,020		335,920		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	162,770	(235,220)	158,150	(230,600)	
			乳児	235,220		230,600		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	133,350	(205,800)	130,430	(202,880)	
			乳児	205,800		202,880		

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	処遇改善等加算 I						管理者設置加算					
				保育標準時間認定			保育短時間認定			処遇改善等 加算 I ⑨					
				(注) ⑧			(注) ⑧								
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 +	2,640	(3,360)	×加算率	2,530	(3,250)	×加算率	+ 86,150 +	+ 860 × 加算率				
			乳児 +	3,360 × 加算率			3,250 × 加算率								
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	1,520	(2,240)	×加算率	1,470	(2,190)	×加算率			+ 35,890 +	+ 350 × 加算率		
			乳児 +	2,240 × 加算率			2,190 × 加算率								
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	1,230	(1,950)	×加算率	1,200	(1,920)	×加算率					+ 22,670 +	+ 220 × 加算率
			乳児 +	1,950 × 加算率			1,920 × 加算率								

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算				
				(注)	処遇改善等加算 I ⑩ (注)			
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 +	144,910	(72,450)	1,440	(720)	×加算率
			乳児 +	72,450		720		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	144,910	(72,450)	1,440	(720)	×加算率
			乳児 +	72,450		720		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	144,910	(72,450)	1,440	(720)	×加算率
			乳児 +	72,450		720		×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

休日保育加算	⑪ 処遇改善等加算 I
--------	----------------

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児

休日保育の年間延べ利用子ども数			+	各月初日の 利用子ども数
~ 210人	253,700	2,530×加算率		
211人~ 279人	271,400	2,710×加算率	+	
280人~ 349人	307,000	3,070×加算率		
350人~ 419人	342,600	3,420×加算率		
420人~ 489人	378,200	3,780×加算率		
490人~ 559人	413,800	4,130×加算率		
560人~ 629人	449,400	4,490×加算率		
630人~ 699人	484,900	4,840×加算率		
700人~ 769人	520,500	5,200×加算率		
770人~ 839人	556,100	5,560×加算率		
840人~ 909人	591,700	5,910×加算率		
910人~ 979人	627,300	6,270×加算率		
980人~1,049人	662,900	6,620×加算率		
1,050人~	698,400	6,980×加算率		

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算		減価償却費加算			賃借料加算			連携施設 を設定し ない場合 ⑮					
				⑫	⑬	加算額		加算額									
		標準	都市部			標準	都市部										
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	84,630	+	790 × 加算率	+	A地域	6,400	7,100	+	a地域	27,600	30,700	-	4,930
			乳児						B地域	6,100	6,700		b地域	15,200	16,900		
									C地域	5,800	6,400		c地域	13,200	14,700		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	38,190	+	330 × 加算率	+	A地域	2,700	2,900	+	a地域	13,700	15,300	-	2,050
			乳児						B地域	2,500	2,800		b地域	7,600	8,400		
									C地域	2,400	2,600		c地域	6,600	7,300		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	25,970	+	200 × 加算率	+	A地域	1,700	1,800	+	a地域	17,400	19,400	-	1,290
			乳児						B地域	1,600	1,700		b地域	9,600	10,700		
									C地域	1,500	1,600		c地域	8,300	9,300		
									D地域	1,400	1,600		d地域	7,500	8,300		

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に超過する場合 ⑮
10/100 地域	5人まで	3号	1、2歳児 乳児	$\frac{((6)(7) + 8 + 12)}{12/100}$	$\frac{((6)(7) + 8 + 10 + 12)}{7/100}$	$\frac{((6) \sim (18))}{59/100}$
	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	$\frac{((6)(7) + 8 + 12)}{11/100}$	$\frac{((6)(7) + 8 + 10 + 12)}{8/100}$	$\frac{((6) \sim (18))}{82/100}$
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	$\frac{((6)(7) + 8 + 12)}{10/100}$	$\frac{((6)(7) + 8 + 10 + 12)}{8/100}$	

## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする		
		(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数				
		B：処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数				
冷暖房費加算	⑳	1 級 地	1,710	4 級 地	1,180	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,530	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,510			
除雪費加算	㉑	5,970		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	㉒	149,680 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整